

派遣労働者の均等均衡待遇の確保に関する情報提供

株式会社ノア・アシスト

弊社では、派遣労働者の均等均衡待遇の確保のため、以下の方法で待遇を決定いたします。

記

- 1 採用する待遇決定方式 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に規定される労使協定方式
- 2 当該労使協定の対象となる派遣労働者 弊社で雇用する全ての派遣労働者
- 3 当該労使協定の終期 令和 3 年 3 月 31 日

以上